

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成22年度第2回）議事概要

開催日及び場所	平成23年3月17日（木）東京国立博物館会議室	
出席委員 （敬称略）	○委員長 辻 惟雄（MIHO ミュージアム館長） ○委員 鮎川 眞昭（公認会計士） 松原 茂（根津美術館学芸部長） 服部 彰（独立行政法人国立文化財機構監事） 雪山 行二（独立行政法人国立文化財機構監事）	
審議対象期間	平成22年10月1日～平成23年3月31日	
個別審査対象案件	211件	○議事 （1）平成22年度上半期における競争性のない随意契約であった契約（追加分）の点検 （2）平成22年度下半期における前回競争性のない随意契約であった契約（見込み）の点検 （3）平成22年度下半期における前回一者応札・一者応募であった契約（見込み）の点検 （4）平成22年度下半期における競争性のない随意契約（見込み）の点検 （5）平成22年度下半期における一者応札・一者応募の契約（見込み）の点検 （6）平成22年度下半期におけるその他案件（見込み）の点検 （7）国立文化財機構随意契約見直し計画について
平成22年度上半期における前回競争性のない随意契約であった契約（追加分）	9件	
平成22年度下半期における前回競争性のない随意契約であった契約（見込み）	3件	
平成22年度下半期における前回一者応札・一者応募であった契約（見込み）	3件	
平成22年度下半期における競争性のない随意契約（見込み）	73件	
平成22年度下半期における一者応札・一者応募の契約（見込み）	23件	
平成22年度下半期におけるその他案件（見込み）	100件	
委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括	別紙①のとおり	

別 紙①

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成22年度上半期における競争性のない随意契約であった契約（追加分）の点検</p> <p>(1) 該当の契約9件について</p> <p>特段の質疑事項なし</p> <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替性のない文化財の購入6件、展覧会図録を作成している共催者から購入したもの1件は、妥当と判断する。残り2件についても今後一般競争へ移行する予定となっており、妥当と判断する。</li> </ul> <p>2. 平成22年度下半期における前回競争性のない随意契約であった契約（見込み）の点検</p> <p>(1) 該当の契約3件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約は、一般的に落札率100%と考えるが、78.3%のものがあるが、予定価格のたて方はどうしているのか。</li> </ul> <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回競争性のない随意契約3件について、今後一般競争へ移行するもの1件、公募へ移行するもの1件、残り1件は引き続き随意契約とすることは妥当と判断する。</li> </ul> <p>3. 平成22年度下半期における前回一者応</p>	<p>・該当契約は、交通広告であり予定価格は価格表に基づき設定したが、現在不況下で広告費にも影響が出ており、最終的に価格交渉により、下がったものです。</p>

<p>札・一者応募であった契約（見込み）の点検</p> <p>(1) 該当の契約 3 件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸借及び保守については、競争性のある契約へ移行するのは難しいのではないかな。</li> <li>・「電気工作物の保安業務」については、一般競争へ移行したので、前回落札率 100%から下がるのか。</li> </ul> <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回一者応札・一者応募であった契約 3 件については、3 月下旬にならないと結果は不明であるが、事前公募としたもの 1 件、広告期間を確保しているもの 2 件となっており、妥当と判断する。</li> </ul> <p>4. 平成 22 年度下半期における競争性のない随意契約（見込み）の点検</p> <p>(1) 該当の契約 73 件（工事含む）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の修理については、他〇件となっているが、詳細に記載していただきたい。</li> <li>・文化財購入「銅鏡 8 枚」が落札率 19.1% となっているが、理由は。</li> <li>・文化財購入において 100%の場合も見受</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札・一者応募が続くと考えられ、事前確認公募としたものです。</li> <li>・現在公告中でありまだわかりませんが、下がるのが期待されます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約名称を記しているのですが、他〇件としているが、次回から詳細に明示いたします。</li> <li>・文化財購入の場合は、価格評価を複数人で行いその評価額を予定価格としている。所有者からの申し出額がこの評価額より低い場合に購入しているため、本件の場合は評価額が高かったためです。</li> <li>・評価額が、申し出額を下回る場合もあるの</li> </ul>
---	---

けられるが何故か。

・「装飾古墳データベースシステム拡張作業一式」は、随意契約理由が本請負を実施できる唯一の業者としているが何故か。

・「広告取引及び事業展開業務一式」の落札率 41.7%について、説明して欲しい。

・随意契約理由に「競争性の余地がない」とあるが、具体的理由も資料に記入いただきたい。

## (2) 総括

・平成 22 年度下半期における競争性のない随意契約 73 件(工事含む)については、「装飾古墳データベースシステム拡張作業一式」については、事前確認公募へ移行を検討することとし、他については本点検前に自ら改善することとした内容が妥当と判断する。

## 5. 平成 22 年度下半期における一者応札・一者応募の契約（見込み）の点検

### (1) 該当の契約 23 件について

・「九州国立博物館で使用する電気」については、一者応札を避けるには、ホームページへ広告するだけでなく、業者へ個別に連絡しなければ、減らないのではないか。

で、そのときは価格交渉を行い購入している場合があります。

・すでに作成しているデータベースを拡張するものであるため、唯一の業者と判断したが、その手続きが正しいかわかりにくい面があり、事前確認公募への移行を考えます。

・先ほども触れましたが、特に広告価格が下落傾向にあり、予定価格は単価表に基づき算出いたしましたが、契約交渉の結果標記の額で契約できたものです。

・文化財購入については、他に書きようがないのですが、他については今後工夫して資料を作成いたします。

・現在もできるだけ声かけは行っているのですが、電気事業者については、東京や関西と違い九州では参入できる業者自体が少なく、また、地理的にも中心部から離れていること

<p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度下半期における一者応札・一者応募の契約23件については、本点検前に自ら改善することとした内容が妥当と判断する。</li> </ul> <p>6. 平成22年度下半期におけるその他案件 (見込み) の点検</p> <p>(1) 該当の契約100件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の作成方法はどのようにしているのか。</li> <li>・文化財の修理では、担い手が限られると考えるが、競争性があるのか。</li> <li>・企画競争の審査は、何名で行うのか。</li> <li>・「奈良国立博物館における来館者対応等業務一式」、「展示ケース一式」は、応札者2者で落札率99.6%、99.7%と高いが、競争相手はさらに高い額であったということか。</li> </ul> <p>(2) 総括</p>	<p>もあり、業者としてメリットが少ないものと思われま。また、不況下から業者さんは経費削減のために取ろうとする強い気のあるものにしか入札参加しない状況にあるようですが、今後も引き続き、声かけとともに公告期間の確保に努めたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常は、単価表があるものを除き、過去の実績や複数者から見積書を徴取して予定価格を設定しています。</li> <li>・初めて修理する文化財でさらに特別な理由が無いものについては、企画競争を行っています。</li> <li>・内部委員と外部委員を含め、5～6名で実施しています。</li> <li>・その通りです。かなり特殊な業務なので、参加できる者も限られたとともに、地域の特殊性もあろうかと思ひます。</li> </ul>
--	--

・平成22年度下半期におけるその他案件100件については、適切な契約が行われており、妥当と判断する。

7. 随意契約見直し計画について

・平成22年度の見直し計画達成状況については、達成が難しいとのことであるが、国立文化財機構の場合、随意契約とせざるを得ない文化財購入の件数と、その金額が年度により大きく変わる場合なので、自ずと達成できる年度とできない年度が生じることは致し方ないことと判断する。